

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

平成24年10月22日

東広島市長 藏 田 義 雄

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

ゆめタウン学園店

(2) 所在地

東広島市西条町下見4465番1外

2 変更に係る事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者の氏名	住所
株式会社イズミ	代表取締役社長 山西 泰 明	広島市南区京橋町2番22号
株式会社アンデルセンベー カリーパートナーズ	代表取締役社長 吉 田 之 彦	広島市中区鶴見町2番19号
有限会社グリーンセンター 芳樹園	代表取締役社長 宮 迫 芳 樹	東広島市八本松東七丁目13番12号
株式会社モーツアルト	代表取締役 田 上 友 康	広島市中区堀川町5番2号
株式会社ビジョンメガネ	代表取締役 吉 田 武 彦	大阪府東大阪市長栄寺4番2号
有限会社コージーカンパニ ー	代表取締役 三 浦 浩 二	広島市南区翠四丁目1番18号
株式会社ミヤコ	代表取締役 淵 上 和 敏	福岡県福岡市早良区城西三丁目21番 1号5階

株式会社フタバ図書	代表取締役 世 羅 與志雄	広島市中区堀川町6番18号
スポーツハヤカワグローバル株式会社	代表取締役社長 早 川 智 典	福岡県福岡市博多区那珂三丁目17番30号
いろは堂株式会社	代表取締役 宗 元 圭 二	岡山県岡山市問屋町19番地103
エイト・レジャー物産株式会社	代表取締役 富 田 紀 一	北海道札幌市北区北28条西四丁目1番12号
有限会社壺番館	代表取締役 濱 村 房 夫	広島市南区段原南一丁目25番8号
株式会社タイムタイム	代表取締役 長 井 義 信	広島市西区商工センター二丁目3番1号

(変更後)

氏名又は名称	代表者の氏名	住所
株式会社イズミ	代表取締役社長 山 西 泰 明	広島市南区京橋町2番22号
株式会社マーメイドベーカーリーパートナーズ	代表取締役社長 吉 田 之 彦	広島市中区鶴見町2番19号
有限会社グリーンセンター芳樹園	代表取締役社長 宮 迫 芳 樹	東広島市八本松東七丁目13番12号
株式会社モーツアルト	代表取締役 田 上 友 康	広島市中区堀川町5番2号
株式会社フタバ図書	代表取締役 世 羅 與志雄	広島市中区堀川町6番18号
いろは堂株式会社	代表取締役 吉 岡 正 治	岡山県岡山市北区問屋町19番地103
エイト・レジャー物産株式会社	代表取締役 富 田 紀 一	北海道札幌市北区北28条西四丁目1番12号
株式会社ウォッチ・ビジネス・カンパニー	代表取締役 鍵 本 優	広島市西区商工センター二丁目3番1号
株式会社さくらや	代表取締役 馬 原 直 史	東広島市西条町御藪字6754番地
株式会社ハニーズ	代表取締役 江 尻 義 久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1

3 変更年月日

変更に係る事項	変更年月日
株式会社ビジョンメガネの退店	平成17年9月25日
有限会社コージーカンパニーの退店	平成17年10月5日
株式会社ミヤコの退店	平成16年8月29日
スポーツハヤカワグローバル株式会社の退店	平成17年11月6日
有限会社壺番館の退店	平成23年11月6日
株式会社マーメイドベーカーリーパートナーズの名称	平成19年7月9日
いろは堂株式会社の代表者の氏名	平成20年9月3日
いろは堂株式会社の住所	平成21年4月10日
株式会社ウォッチ・ビジネス・カンパニーの名称及び代表者の氏名	平成17年4月25日
株式会社さくらやの入店	平成19年6月20日
株式会社ハニーズの入店	平成22年11月10日

4 変更の理由

小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所の変更並びに退店及び入店があったため。

5 届出年月日

平成24年10月2日

6 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成24年10月22日（月）から平成25年2月22日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成24年12月31日、平成25年1月2日及び同月3日を除く。）とし、縦覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部商業観光課

東広島市西条上市町7番42号

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成25年2月22日（金）

(2) 提出先

東広島市産業部商業観光課